

# 中山町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (3年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 元年度の人件費率
2年度	人 11,017	千円 6,549,178	千円 396,543	千円 917,371	% 14.0	% 14.4

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

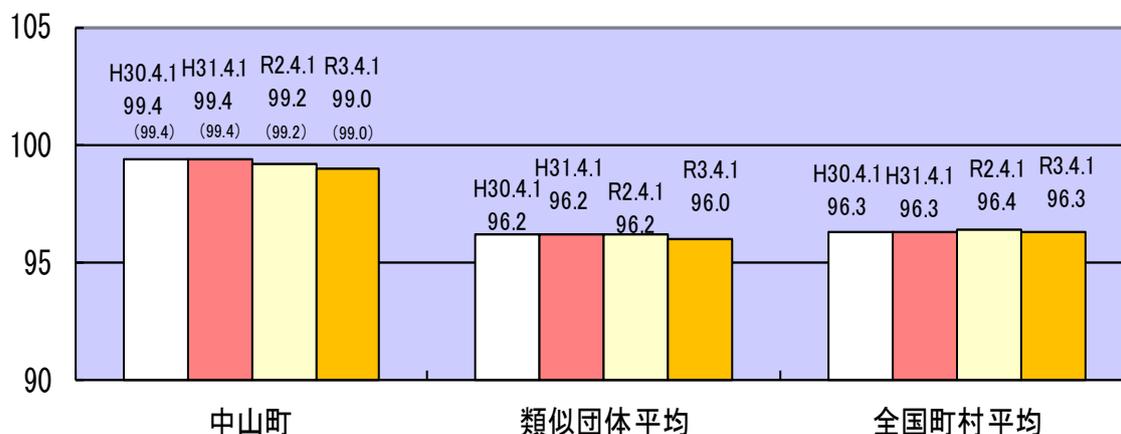
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	人 94	千円 328,760	千円 44,478	千円 124,501	千円 497,739	千円 5,295	千円 5,406

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。



## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和3年4月1日現在)

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
中山町	41.0歳	301,725円	337,248円	324,249円
山形県	43.8歳	335,300円	418,400円	362,500円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	41.6	302,803円	352,918円	325,787円

#### ② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
中山町	51.9歳	5人	358,440円	382,445円	382,357円
うち 自動車運転手	*	2人	*	*	*
うち 用務員	54.4歳	3人	370,533円	391,321円	397,783円
山形県	52.3歳	461人	335,600円	373,700円	353,200円
国	50.9歳	2,201人	286,947円	—	328,603円
類似団体	51.4歳	5人	289,923円	306,328円	298,440円

区分	民間			参考 A/B
	対応する 民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
中山町	—	—	—	—
うち 自動車運転手	自家用乗用自動車運転者	56.6歳	181,500円	*
うち 用務員	用務員	50.3歳	235,200円	1.66
区分	参 考			
	年収ベース(試算値)の比較			
	公務員(C)	民間(D)	C/D	
中山町	—	—	—	
うち 自動車運転手	*	2,333,400円	*	
うち 用務員	6,547,790円	3,186,100円	2.06	

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成30年度～令和2年度の3か年平均)。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		中山町	山形県	国
一般行政職	大学卒	185,100円	185,100円	182,200円
	高校卒	152,300円	152,300円	150,600円
技能労務職	高校卒	149,300円	147,700円	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満
一般行政職	大学卒	273,800円	319,225円	371,233円	397,100円
	高校卒	230,075円	*	*	*
技能労務職	高校卒	－	*	－	

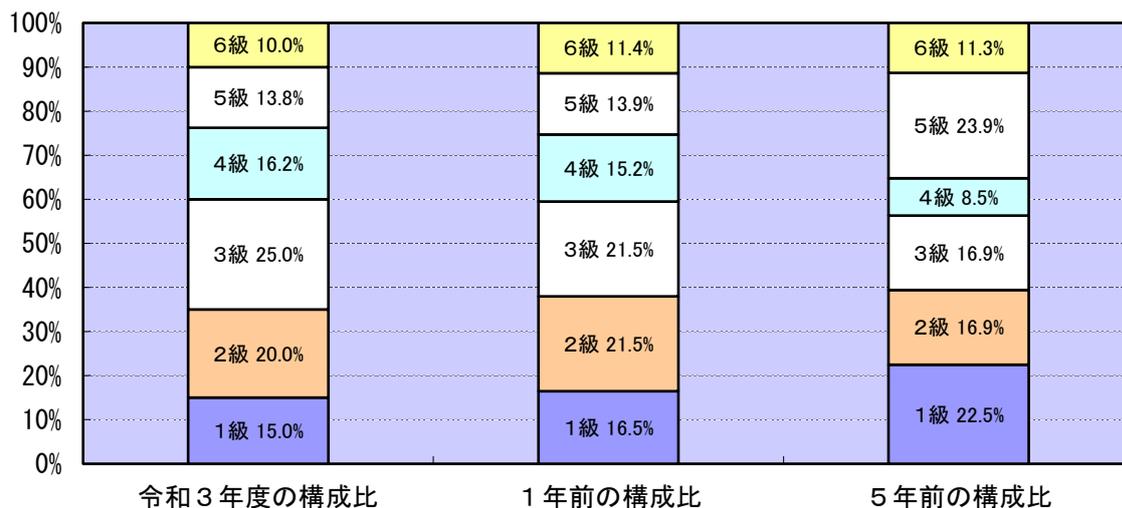
- (注) 1 「－」は、対象となる職員がいないことを示す。
- 2 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、「\*」としている。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

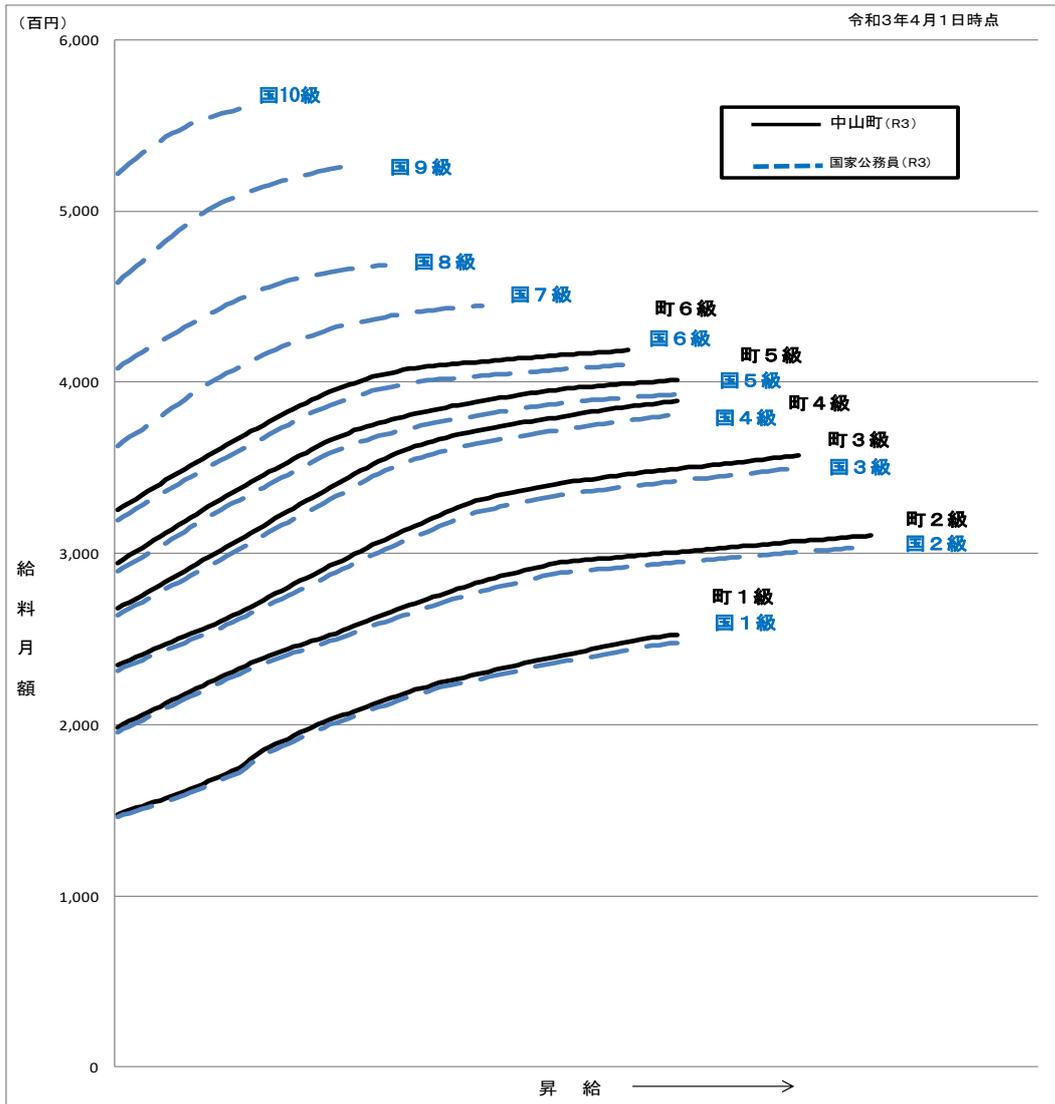
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	12人	15.00%	147,700円	252,500円
2級	主任	16人	20.00%	198,300円	310,500円
3級	主査	20人	25.00%	234,700円	357,300円
4級	専門員	13人	16.25%	267,800円	389,000円
5級	統括	11人	13.75%	294,200円	401,200円
6級	課長・事務局長	8人	10.00%	325,200円	418,600円

- (注) 1 中山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（中山町）

令和3年4月2日から令和4年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

中山町	山形県	国
1人当たり平均支給額(2年度) 1,291千円	1人当たり平均支給額(2年度) 1,670千円	—
(2年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 1.85月分 (1.40)月分 (0.90)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 1.85月分 (1.40)月分 (0.90)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（中山町）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

### (2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

区分	中山町		国		
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年	
支給率	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
	最高限度	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		
退職時の特別昇給	—		—		
1人当たり平均支給額	14,870千円		—		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当（令和3年4月1日現在） 支給していません

### (4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在） 支給していません

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	17,874千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	186千円
支給実績（令和元年度決算）	17,884千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	188千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

各種選挙関連の時間外勤務手当を含む（令和元年度…県議会議員選挙、参議院議員通常選挙、町議会議員選挙 令和2年度…県知事選挙）。

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人 当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500円 ○一般の扶養親族 子 10,000円、 父母等 6,500円 *満15歳に達する日後の最初の4月1日から、満22歳に達する日後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合 1人当たり5,000円加算	同じ		9,789千円	238,272円
住居手当	○借家 限度額 28,000円	異なる	手当の支給対象となる家賃の限度額が、国よりも2,000円低い	6,829千円	299,115円
通勤手当	○交通機関利用者 運賃等相当額 (1月当たり限度額 55,000円) ○交通用具使用者 片道2km以上の者に、使用距離により支給 (1月当たり限度額 24,500円)	異なる	交通用具（自動車等）使用者に対する支給額が、通勤距離の区分に応じ、国よりも月額100円から7,100円少ない	3,183千円	50,794円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員に定額支給 41,600円	同じ		4,821千円	482,182円
寒冷地手当	○扶養親族のある世帯主である職員 17,800円 ○扶養親族のない世帯主である職員 10,200円 ○世帯主でない職員 7,360円	同じ		5,818千円	6,117円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	738,000 円 (820,000 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額 846,000 円／518,000 円
	副 町 長	603,250 円 (635,000 円)	680,000 円／479,000 円
	教 育 長	567,450 円 (585,000 円)	-
報 酬	議 長	310,000 円	354,000 円／247,000 円
	副 議 長	255,000 円	306,000 円／193,000 円
	議 員	240,000 円	288,000 円／175,000 円
期 末 手 当	町 長	(令和3年度支給割合) 6月：1.6月分 12月：1.6月分 計：3.2月分	
	副 町 長		
	教 育 長		
	議 長		
	副 議 長		
	議 員		
通 勤 手 当	町 長	一般行政職の職員に同じ	
	副 町 長		
	教 育 長		
寒 冷 地 手 当	町 長	一般行政職の職員に同じ	
	副 町 長		
	教 育 長		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 給料月額(820,000円)×在職月数×0.567 (1期の手当額) 22,317,120円 (支給時期) 在職中通算、任期毎の選択	
	副 町 長	(算定方式) 給料月額(635,000円)×在職月数×0.331 (1期の手当額) 10,088,880円 (支給時期) 在職中通算、任期毎の選択	
	教 育 長	(算定方式) 給料月額(585,000円)×在職月数×0.236 (1期の手当額) 4,970,160円 (支給時期) 在職中通算、任期毎の選択	

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月。ただし、教育長は3年=36月。)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

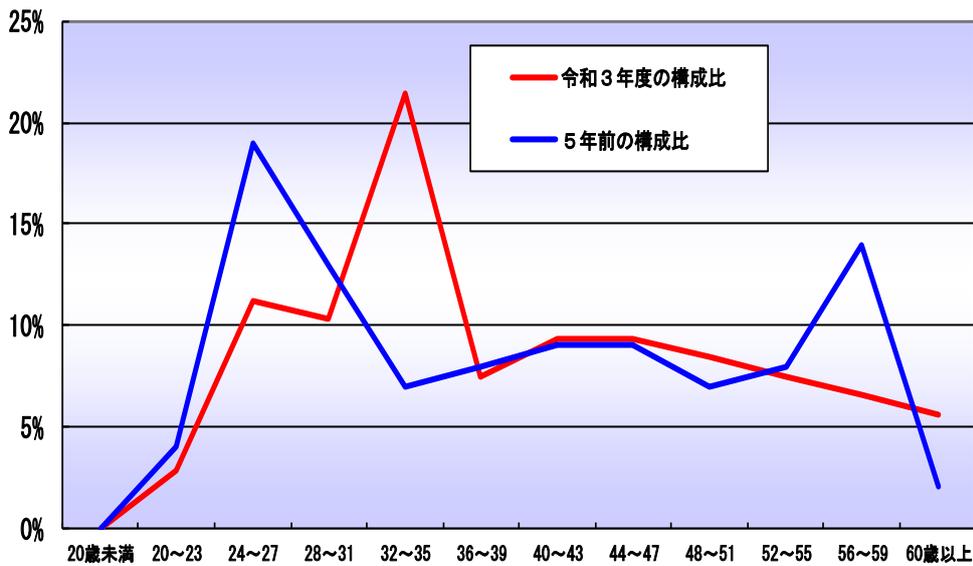
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由
		令和3年	令和2年		
普通会計部門	議会	2	2	0	
	総務	26	29	▲3	庶務グループと地域情報グループを統合し、 区長関係を企画部門に移管 総合計画策定終了及び土木部門へ空き家対策 を移管 住民税務課長が会計管理者を兼務
	税務	8	9	▲1	フルタイム再任用職員が短時間勤務に変更
	農林水産	9	8	1	育児休暇取得職員の欠員補充
	商工	3	3	0	
	土木	5	4	1	企画部門から空き家対策移管による業務増
	民生	16	16	0	フルタイム再任用職員が短時間勤務に変更に よる減 保育士1名採用による増
	衛生	9	8	1	新型コロナウイルスワクチン接種対応への業 務増
	小計	78	79	▲1	<参考> 人口1万当たり職員数 70.80人 (類似団体人口1万当たり職員数 88.44人)
	教育部門	15	15	0	
小計	93	94	▲1	<参考> 人口1万当たり職員数 84.41人 (類似団体人口1万当たり職員数 107.04人)	
公営企業等 会計部門	国保	4	4	0	
	下水道	4	3	1	地方公営企業会計制度の見直しによる業務増
	介護保険	5	5	0	
	その他	1	0	1	後期高齢者医療広域連合への派遣
	小計	14	12	2	
合計		107 [104]	106 [104]	1	令和3年度は育児休業取得者2名、再任用 職員6名を含む。

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0	3	12	11	23	8	10	10	9	8	7	10	107

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

年度 部門別	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	過去5年間の増減数（率）
一般行政	73	78	77	75	79	78	5（+6.8％）
教育	15	15	15	16	15	15	0（0％）
普通会計計	88	93	92	91	94	93	5（+5.7％）
公営企業等会計計	12	13	12	12	12	14	2（+16.7％）
総合計	100	106	104	103	106	107	7（+7％）

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。